

平成21年8月  
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年7月3日から同年8月1日までの間、道路交通法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集を行ったところ、10件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第226号）

2 命令等の案を公示した日

平成21年7月3日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 10件

（内訳）

電子メール 9件

F A X 0件

郵 送 1件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

高速自動車国道等における車間距離保持義務違反に係る反則金の額及び基礎点数の引上げについて、

今回の改正に賛成であり、改正後に車間距離保持義務違反を厳しく取り締まり、あおり行為をなくしてほしい。

猛スピードで走行し、前方の車両をあおりような違反者の取締りを強化すべきである。

前方の車両に圧迫感を感じさせ、交通事故発生時に重大な被害を生じさせる可能性のある、速度抑制装置が備えられてない貨物自動車による車間距離保持義務違反を重点的に取り締まるべきである。

一般道路における車間距離保持義務違反の法定刑も引き上げるべきである。

今回の改正は良いが、車間距離の測定はきちんと行えるのか。

といった御意見・御質問がありました。

また、今回の改正の内容に対する御意見ではありませんが、

高速自動車国道等の追越し車線を低速で走行し続け、渋滞の原因となるような運転者の取締りも行うべきである。

という御意見がありました。

あおり行為を含む車間距離保持義務違反については、追突事故の原因となることや多くの運転者が後続の車両から追い上げられるなどの経験をしている実態があること等を踏まえ、危険性が特に高いと考えられる高速自動車国道等における車間距離保持義務違反について厳しく処罰することができるようにするため、道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号。以下「改正法」といいます。）により、高速自動車国道等における車間距離保持義務違反の法定刑が、現行の「5万円以下の罰金」から「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」に引き上げられました。

そこで、今回の改正では、改正法により法定刑が引き上げられた高速自動車国道等における車間距離保持義務違反の反則金の額を現行の「6千円」から「9千円」に（普通自動車の場合）、基礎点数を現行の「1点」から「2点」にそれぞれ引き上げることとしています。

車間距離保持義務違反については、従前より、違反車両と前方車両との車間距離を計測して取締りをを行っているところですが、今回の反則金の額及び基礎点数の引上げ等を踏まえ、高速自動車国道等において、高速度で前方車両をあおったり、前方車両に心理的に圧迫感を感じさせるなどの悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを強化して、このような危険な行為の抑止を図ることとしています。

なお、高速自動車国道等の追越し車線を低速で走行し続け、渋滞を発生させているような場合には、通行帯違反等が成立すると考えられ、その場合には、警察による指導取締りの対象となります。